

質問5

最低賃金はどのようにして決められていますか？

最低賃金の決定方式には、大きく分けて、「審議会方式」と「労働協約拡張方式」の2つがあります。

審議会方式

- 地域別最低賃金：厚生労働大臣又は都道府県労働局長が必要と認めたとき
- 産業別最低賃金：労使から申出があり、最低賃金審議会で決定(改正)の必要有とされたとき

労働協約拡張方式

一定の地域内の同種の労使の大部分に適用される労働協約があり、労働組合又は使用者の全部の合意による申請があったとき

諮 問

最低賃金審議会

労働者代表、使用者代表、公益代表、各同数の委員による審議

答 申

厚生労働大臣又は都道府県労働局長

決定・官報公示

効力の発生

現在、最低賃金のほとんどは審議会方式によって決定されています。最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議が行われ、
①労働者の生計費 ②類似の労働者の賃金 ③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定(改正)されています。

質問6

最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、
通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の対象となる賃金の例

この部分が最低賃金の対象となります



質問 7

最低賃金額以上となっているかどうかは、どのようにして調べるのですか？

地域別最低賃金については、平成14年度改正時から時間額のみの表示となりましたが、産業別最低賃金については日額と時間額の両方で定められています。

このため、産業別最低賃金が適用される労働者については、従前どおり産業別最低賃金の時間額は時間給制の労働者に、産業別最低賃金の日額は時間給制以外の労働者に、それぞれ適用されます。

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、

質問6に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給料の支払われ方が、

① 時間給の場合

地域別最低賃金の場合 …… 時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)

(産業別最低賃金適用の場合には、産業別最低賃金の時間額と比較してください。)

② 日給の場合

地域別最低賃金の場合 …… 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金(時間額)

(産業別最低賃金適用の場合には、産業別最低賃金の日額と比較してください。)

③ ①、②以外(週給・月給等)の場合

地域別最低賃金の場合 …… 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。

(換算方法は次の計算例を参照)

(産業別最低賃金適用の場合…賃金額と最低賃金の日額のそれを時間当たりの金額に換算して
比較します。)

月給制の場合の
換算方法の例

○○県で働く労働者Aさんは

- 年間所定労働日数255日
 - 月給112,000円
 - 所定労働時間は毎日8時間
- で働いています。

■○○県最低賃金は、664円(時間額)とします。

1.月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12\text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

2. Aさんの場合、1.の計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給}112,000\text{円} \times 12\text{か月}}{\text{年間所定労働日数}255\text{日} \times 8\text{時間}} = 659\text{円} < \text{時間額}664\text{円}$$

したがって、この場合は、最低賃金法に違反することになります。

注意!

地域別最低賃金については、平成14年度の改正時から日額が廃止され、時間額のみとなりました。

これにより、最低賃金額との比較方法が変わる場合がありますので、時間給制以外の場合は、上記に照らして今一度ご確認ください。

詳しくはもよりの都道府県労働局労働基準部賃金課室
又は労働基準監督署におたずねください。